

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

| 資料番号  | 5                 | 担当課  | 農地・担い手対策室 |          |                  |
|---|-------------------|------|-----------|----------|------------------|
| 法令名   | 農地中間管理事業の推進に関する法律 | 根拠条項 | 7-2       | 不利益処分の種類 | 農地中間管理機構の役員の解任命令 |
| <p>○農地中間管理事業の推進に関する法律（抄）<br/>（平成25年12月13日法律第101号）</p> <p>第7条 農地中間管理機構の役員の選任又は解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法理に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第1項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。</p> <p>二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。</p> <p>三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認めるとき。</p> |                   |      |           |          |                  |